

文化財保存事業

1. 指定文化財保存事業

有形文化財の管理・修復や無形文化財の継承・保存等に対して指導助言するとともに、河内長野市文化財保護条例・同条例施行規則、文化財保存事業補助金交付要綱に基づく補助金を交付し、指定文化財の適切な保存・管理を推進した。

(1) 国指定文化財保存事業

金剛寺金堂外2棟修理など全18件の保存事業に対して指導助言し、補助金を交付した。

(2) 府指定文化財保存事業

福田家住宅管理費など全6件の保存事業に対して指導助言し、補助金を交付した。

(3) 市指定文化財保存事業

西代神楽保存継承など全13件の保存事業に対して指導助言し、補助金を交付した。

(4) 指定文化財の保存等のための調整

指定文化財の保存修理のため、国及び大阪府と調整・協議を行った。